

公告第104号  
2020年7月30日

被保険者 各位

カルビー健康保険組合  
理事長 武田 雅子  
(公印省略)

## 災害救助法適用地域にお住まいで被災された皆様へ (災害地域の追加)

この度の大雨により被災された皆様には、心からお見舞い申し上げます。

先般、公告第103号「災害救助法適用地域にお住まいで被災された皆様へ」にて自己負担金免除地域(前回は熊本県、鹿児島県の一部市区町村)をご連絡いたしました。昨日、内閣府より災害救助法適用地域の追加が発表となりましたので改めてご連絡いたします。

カルビー健康保険組合では、災害救助法適用地域(災害救助法適用地域については、別紙 内閣府発表の「災害救助法の適用について(R2.7.29発表)」を参照ください)にお住まいで被災された方に、下記方法により、医療費の窓口自己負担金を免除する「一部負担金免除証明書」を発行いたしますので、当健康保険組合まで申請ください。

### 記

#### ○医療費の窓口自己負担金が免除となる方

災害救助法適用地域にお住まい(※1)のカルビー健康保険組合加入者で、今回の災害により家屋損傷等の被害(住宅全・半壊・床上浸水又はこれに準ずる被災)を受け、該当期間内に保険診療(※2)を受けた方。

※1 災害発生時において、災害救助法適用地域に居住し、適用地域に住所の届出がある方。

※2 入院時食事代、生活療養負担額、柔整、鍼灸、マッサージ等は免除の対象外です。

#### ○申請方法

お住まいの自治体発行の「り災証明書」を添付の上、当健康保険組合まで、別紙「医療費一部負担免除申請書」をご提出ください。当健康保険組合にて審査のうえ、「一部負担金免除証明書」を発行いたします。この証明書を医療機関等の窓口へ呈示することで、医療費の窓口自己負担金の支払いが免除されます。

#### ○一部負担金免除期間

令和2年10月31日(被災日より3か月経過後の末日)まで。

※医療費の窓口負担割合に応じ、それぞれの自己負担金を免除いたします。

- ・一般の方 … 医療費の3割負担
- ・未就学児の方 … 医療費の2割負担
- ・高齢受給者(70歳~74歳)
  - 一般の方 … 医療費の2割負担
  - 現役並み所得の方 … 医療費の3割負担(標準報酬月額28万円以上)

以上

〒321-3231

保険者番号 06090450

栃木県宇都宮市清原工業団地23-7

カルビー健康保険組合 電話 028-670-8119

(受付時間 土日、祝祭日を除く8:30より17:00)

